

テーマ学習「環境問題に取り組む」の検討

筑波大学附属駒場中・高等学校 社会科

林 幹一郎

テーマ学習「環境問題に取り組む」の検討

筑波大学附属駒場中・高等学校 社会科
林 幹一郎

I テーマ設定のねらい

環境問題については、私の通常の公民的分野の授業で、10時間ほどの講義方式により実施している（そのカリキュラムは昨年度の『筑波大学附属駒場中・高等学校 研究報告 第34集』の49ページから56ページに掲載）。昨年度報告したように、それだけでも、環境問題を理解させ、環境保全意識を向上させることはできていると思われるが、反省点として、感性的な認識、実践的な力という点ではかなりの不足感が残った。

環境問題は傍観者的理解にとどまることを許さない人類の課題であるので、自分たちの行動で事態を変えられる、解決可能であるという展望をもたせたかった。特別の取り組みが可能なテーマ学習では、このねらいが達成しやすいはずである。

民主的な運動の主體的な担い手としての力量を育てる—これは環境問題の場合にも当てはまる社会科の目標である。社会的な問題については、何をやっても変わりそうもないという感覚は、生徒の中に広がっている。その無力感から抜け出し、自ら探究し、行動する力を身につけさせる。その力を、校外に出て、この問題の解決のために心血を注いで聞いている人たちの運動から、学ばせようと考えた。

また、感性的な認識については、ビデオ映像をメインに扱うことにより、生徒のワンダーのセンスと正義感を触発し、強めようとした。

環境問題は多様であり、取り組むテーマが拡散していると、討議を成立させることが難しい。今回のテーマ学習の授業では、テーマを絞ることにし、身近な「廃棄物処分場汚染」問題と、日本の政治・経済全体に関わる「基地騒音公害」問題を中心的に取り上げることにした。

II 半年間（1995年度4月～9月）のカリキュラム

本校のテーマ学習は前期・後期の半年間を単位としている。今年度の「環境問題に取り組む」は、前期に実施した。そのカリキュラムの概要は以下のようである。

映像と体験の環境学習

	予定配当時間
1 環境対策—いま君たちにできること ビデオ『環境, 今, 私たちにできること』(農山漁村文化協会)	2
2 水俣病の過去と現在 ビデオ『みなまた—東京訴訟』(日本電波ニュース社)	4
3 基地騒音訴訟 ビデオ『静かな夜を返せ!』(横田基地公害訴訟団) ビデオ『N L P, 三宅島から硫黄島へ』(防衛施設庁) ビデオ『神奈川の米軍基地』(神奈川県渉外部基地対策課) 見学「横田基地」(見学要項は下に記載) 見学「厚木基地」	6
4 一般廃棄物処分場 ビデオ『E T V特集 大量廃棄社会に未来はあるか デンマーク編・日本編』(NHK) ビデオ『首都圏95 日の出町処分場』(NHK) 見学「日の出町谷戸沢処分場」(見学要項は下に記載)	6
5 産業廃棄物処分場 見学「八王子市黒沢地区処分場」	4
6 原発と放射性廃棄物 ビデオ『原発 そこが知りたい』(かもがわ出版)	2
7 自動車排ガスと健康被害 見学「都内or川崎市」	4
8 水田と森, 里山を守る ビデオ『土の世界から』(さくら映画社)	4

※ 見学場所は, 相手の事情もあり, 見学直前になってから決まることが多かった。

7の自動車排ガス問題は, 実施できなかった。

日の出町処分場の見学後, 生徒から裁判傍聴の希望があり, 7月に, 東京地裁八王子支部に行った。

横田基地見学要項

1995.5.9

- 日時 6月10日(第二土休)
- 場所 横田基地
- 集合 拝島駅北口(西武側広場) 10時
- 交通 ・ 新宿→(JR中央線45分間)→立川→(JR青梅線10分前後の間隔で12分間)→
 拝島440円
 ・ 登戸→(JR南武線10分前後の間隔で30分間)→立川→(同上)→拝島440円
 ・ 町田→(JR横浜線11分間隔で24分間)→八王子→(JR八高線30分前後の間隔
 で15分間)→拝島560円
 ☆ 絶対遅れるな!(待ち時間,歩く時間を考慮して)
- 食事 昼食持参
- 時程 ワゴン車などで移動
 10時半頃,双葉ドライブイン屋上で基地を鳥瞰しながら,また,12時頃,公民館で昼食を取りながら,騒音被害,住民の運動,一次・二次訴訟の争点,三次訴訟の判決(賠償の命令,夜間飛行の差し止めなどについての和解勧告),国の対応,訴訟団の行動,今後の展望などについて話を伺う。自分で解明したい点を質問する。
- 案内 騒音被害を受けた原告の方,横田基地公害訴訟団の事務局長,弁護士,東京平和委員会の方
- 終了 13時頃
- 資料 すでに見た防衛施設庁作成のビデオ『NLP 三宅島から硫黄島へ』,都庁都市計画局総合計画部多摩開発室作成のパンフ『東京の基地'94』,横田基地公害訴訟団作成のビデオと文献『静かな夜を返せ!』などを振り返っておく。

谷戸沢処分場見学要項

1995.6.20

- 日時 6月24日(第二土休)
- 場所 日の出町 谷戸沢廃棄物広域処分場及び谷古入処分場予定地
- 集合 青梅線河辺駅 10時30分

- 交通 立川駅or拝島駅から青梅線で
- 昼食 弁当持参（購入する予定の人は早朝に！）
- 時程 河辺駅 南口 11時05分発のバスで、第二処分場予定地内のトラストに。予定地の自然環境の観察、谷戸沢処分場の鳥瞰、汚染場所の観察などをしながら、お話を伺い、質問をする。
- 案内 日の出の自然を守る会（代表 田島 喜代恵さん）の会員 渡部さん、布谷さんが予定されている。
- 解散 河辺駅 4時30分頃
- 資料 すでに見た、都三多摩地域廃棄物広域処分場組合作成のパンフ『日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場』、都環境保全局作成のデータ、田島 征三他著『日の出の森からの手紙』、自然を守る会作成の文献やビラ、地元住民の『訴状』（実態や訴えの要点が濃縮されている！）、NHKビデオ『大量廃棄社会に未来はあるか デンマーク編・日本編』などを、しっかり振り返っておく。
- 注意 雨天決行。傘の用意を！
山道を歩くのに適した靴を。
荷物入れは、手にもつものより背中に負うものがよい。

III 生徒の反応

ビデオを見る際に、心に残ること、疑問に思うことをメモするよう要求したが、薄暗がりの中で筋書きまで含めてメモを取り、感じ入ったことや疑問点を報告しあっていた。

テーマ学習の正規の授業は火曜日の5・6時限に設定されているが、それだけでは、校外学習に制約が多すぎるので、第二or第四土休の見学を予告したところ、積極的に応じてきた。

処分場や基地での学習では、自らの疑問点の解明を課題にして行くことを要求しておいたが、第二処分場予定地で、生徒たちは自然の素晴らしさを感じ取ると同時に、谷戸沢処分場の汚染・被害状況、行政サイドの対応、自然を守る会の運動や裁判の展望などについて、質問を連発した。通常の授業とは異なり、問題解決のために行動する市民や弁護士から、運動の若き後継者として期待される体験は、新鮮な緊張感となって、普段とは違うかれらを引き出すのであろうか。案内の方から裁判の傍聴を呼びかけられると、1ヵ月後には18名全員が参加していった。

横田基地での学習では、学校での基地騒音と安保条約や地位協定の関係の学習を踏まえて、安保条約を必要とする政府・財界の意図や、アメリカの戦略、それに基地をなくす展望などについて、約束の時間を1時間以上もオーバーしながら、「静かな夜を返せ！」訴訟の事務局長や担当の弁護士の方たちに質問をぶつけた。

黒沢地区の産業廃棄物処分場と厚木基地でも、ほぼ同様の反応が見られた。

IV 取り組んだテーマ

生徒が自分で選ぶテーマは、指導する側が最初から見学の設定をした処分場汚染問題や基地騒音問題に限定されるものではなく、条件つきながら、他でもよいことを再三伝えておいた。条件とは、①複数の生徒がそのテーマを選ぶこと、②文献だけを見てレポートをまとめるのではなく、環境破壊の現地に行ってみること（複数であれば、原則として教師が見学先と連絡を取った上で、引率していく）の二つである。

しかし、18名の選んだテーマは、教師が連れて行き、時間をかけた処分場汚染問題と基地騒音公害だけであった。見学場所を自分で見つける苦労はいうまでもないが、日の出町の「データ開示」をめぐる問題と、沖縄を中心とする米軍基地の問題（したがって安保条約と地位協定の問題点）が、たまたま、この時期に、マスコミで繰り返して取り上げられ、あまりにもトピカルな問題となったことが要因であろう。

テーマ学習の仕上げはレポートの作成である。レポート集として製本してみると、18名全員で500ページになっていた。

レポート集『環境問題に取り組む』から、18名のテーマを抜き出すと以下のようにになっている。

[第1部 処分場汚染問題]

- 「日の出町のごみ処分場問題について」……………生徒 S 1
- 「これからの処分場のあり方について考える」……………生徒 S 2
- 「ゴミ問題，解決の糸口を探る」……………生徒 S 3
- 「一ゴミと闘う住民たち—処分場問題解決を目指して」……………生徒 S 4
- 「ゴミによる水質悪化」……………生徒 S 5
- 「処分場問題を考える」……………生徒 S 6
- 「谷戸沢処分場を例にゴミ問題を考える」……………生徒 S 7
- 「サバイバル ゴミ問題」……………生徒 S 8
- 「一般廃棄物～その処理及び傾向と対策に関する一考察～」……………生徒 S 9

[第2部 基地騒音問題]

- 「静かな夜を求めて～基地周辺住民の18年間もの闘い～」……………生徒 K 1
- 「横田基地高裁判決と厚木基地高裁判決の比較」……………生徒 K 2
- 「日米安保体制について」……………生徒 K 3
- 「安保条約をめぐる住民と国家の闘い」……………生徒 K 4

「日本の外交問題～米国と東亜と日本～」	生徒K 5
「基地騒音問題～米軍基地は必要か～」	生徒K 6
「軍用基地の公害問題について」	生徒K 7
「米軍基地について」	生徒K 8
「Touch and Go!」	生徒K 9

V レポートの指導

テーマ学習のはじめにも、レポート作成時にも、再三、生徒に要求したことは以下の点である。

自ら選んだ環境問題に対して、① 自分としての解決策を提起すること（これが最大の目的であること）、そのために、② 汚染や騒音による被害の実態、③ 直接の原因や背景となっている原因、④ 住民による問題解決のための運動、⑤ 立法・行政・司法の当該の環境問題に対する対応を調べ、疑問点を解明していくこと。

提出期限内に、私にレポートを出せば、構成や誤字・脱字、不足している点などをチェックして一旦返すと予告しておいたが、期限ぎりぎりや期限切れに提出する生徒のほうが多かった。私のチェック・メモを生徒に渡すときには、18名の一人一人に、レポートで提起する解決策は勿論、問題意識も問題の掘り下げ方も、あくまでも自分自身のものでなければならないこと、納得もいかないで教師の見解に沿うようなことをしてはならないと注意した。再提出されたレポートのうち、はじめから①～⑤のどこかが貧弱なものや、解決策の提起ができていないものは、時間不足のためと思われるが、私のチェックをこなして改善できたといえるものにはなっていなかった。

VI 残された課題—他の人たちのレポートを読んで感じた生徒の意見

1995.11.17

S 1 から S 9 までは、処分場問題に取り組んだ生徒

K 1 から K 9 までは、基地騒音問題に取り組んだ生徒

A は 探究し、レポートで提起できた自分の解決策

B は 自分に残された課題

C は みんなに共通している課題

1. 処分場汚染問題

S 1 A 排出者と企業・行政が協力し合い、ごみを減らすシステムとして、ドイツの例を挙げ、解決策とした。

B ドイツの例を挙げて解決策として提示するのは簡単だが、実現できると決まったわ

けではない。ドイツでは、企業は、回収を前提にした製品づくりを行っているし、住民の中にも、分別していないごみは収集に出せないという意識がある。それに対して、日本の企業や国民のごみに対する意識はまだ低く、解決策は、いわば、「絵にかいた餅」なのである。これを、どう現実のものにするか。

C 他人の解決策として、「指定袋」や「有料化」などがあったが、これは排出者だけに負担がかかり、企業が全く協力していないものなので、僕は本質的な解決にはならないと思い、あえて挙げなかった。自分にもあてはまるが、「意識の向上」など、現実的でないものが多かったと思う。

自分が何をすればいいか、ということを書いているのが殆どなかった。

S 2 A 現在ある処分場は、他の予定地に変更決定するまでに何年もかかるので、谷戸沢は廃棄を続け、谷古入の第二処分場建設は認める。これからの処分場は、町田市方式がよいと提起。

B 処分場以外の解決策には触れられなかった。
処分場による汚染の実態のくわしい解明が必要だった。

S 3 A クローズドシステムによる自区内処理への転換。それによる住民一人一人へのゴミに対する責任意識の強化。

製造・流通などの発生源に対し、ゴミ回収の義務付けや、包装紙の使用制限など規制を設ける方法。

ドイツのように、法律の力をより強く、かつ具体的にすることによって、ゴミ処理の責任転嫁を防ぐことを提起。

B 反対住民らが今までどのような行動を展開してきたのか、現在のような、大量消費社会になってしまった原因はどこにあるのか、国に責任はないのかという点が、十分調べられなかった。

C 環境アセスメントや、政府の姿勢の解明があまりできていない。

S 4 A クローズドシステムを用いて自区内処理をする解決策。ゴミ収集の完全有料化。これらを都知事に迫ることを提起。

B 行政サイドの姿勢・対策などの調査が不足していた。自分の提起した解決策が実現可能なものかどうか検討する。そのためにも、日の出町の住民運動を引き続き見守り、解決策をもっと具体化する。

S 5 A ゴミに関心をもたせるための自区内処理への変更。住民運動の活発化とマスコミへ

の働きかけを提起。

- B 処分場全体の解決案を基礎にして、谷戸沢処分場を、今どうすべきかをはっきりさせる。
- C 今、自分たちにできることが、足元から考えられていない。

- S 6 A 自区内処理システム。リサイクル、ゴミの無害化・減量化。国・国民・企業の意識改善を提起。
- B リサイクル、ゴミの無害化・減量化の具体的な進め方を明らかにする。それには、住民運動の現状をより詳しく調べること。
- C 全体として、自分たちにできる具体例や、国の姿勢を変えさせるためのあり方が、明らかにできていない。

- S 9 A 資源循環型社会への転換。自区内処理への転換。リサイクル・ボックスの設置。環境税導入。住民運動の活発化を提起。
- B 日の出町のその後の動きや、別の市民運動の実状を調べ、スウェーデン・ドイツなどの例を詳細に調べて、自分の解決策を具体化する。ゴミ問題を生みだした日本の経済発展・企業のあり方を、歴史的、批判的に検討する。
- C 解決策を提起して終わるのではなく、実現方法を考えてゆく。

- S 7 A 行政の広域・不完全処理の体系に対し、クローズドシステムを提起。
- B 日本のゴミ行政が遅れている理由をはっきりさせ、他国のゴミ行政をよく調べて、自分の解決策をもっと具体的なものに改善する。
- C 解決策を、どうやって行政に実行させるか、考え不足。

- S 8 A 住民が実行し、行政が実施しなければならない解決策として、短期的には処分場の浄化、長期的にはリサイクル・プレサイクル型社会への転換を提起。
- B クローズドシステムを、行政が採用する可能性はあるのか、時間的なゆとりはあるのかを、詰めなければ。
- C 全体的に理想を掲げているだけで、行政を納得させるようなものになっていない。

2. 基地騒音問題

- K 1 A 横田基地の爆音の被害者が、実際に米国に出掛けて行って、基地の存在を知らない米国人にその被害の実態を訴えること。

午後9時～午前7時までの飛行の完全差止めを求めて、国を相手に原告数を増やして（数千人規模）、再び裁判を起こすことを提起。

- B 日米安保条約が日本にとって不利な内容であることは分かったが、その不平等をどのようにして改めていけば良いか考えてみたい。
- C 基地騒音公害の解決策として、多くの人が新たな裁判を起こすことを述べているが、裁判以外にも解決法はあるのかということ。
- 横田基地公害訴訟が、全国の基地周辺住民に及ぼした影響について、殆ど触れられていない。
- K 2 A 裁判所が、軍事公共性優越論や統治行為論を盾に、人権侵害に目をつぶってはいけないことを提起。
- B 横田基地訴訟と厚木基地訴訟の高裁判決の違いが、なぜ生まれたのか、住民の動きや司法の事情との関係を調べきれていない。
- C 日本はアメリカをしのぐほどの経済力を手にいれながら、日本の財界や政府がなぜアメリカに頼る道を選ぶのかを追究していなかった。
- K 9 A 問題の掘り下げはできたが、解決策は打ち出せなかった。
- C デモとか座りこみとかいろいろ考えられるが、問題解決のための行動面が弱い。
- K 3 A 安保条約の廃棄と、それに伴う在日米軍撤退の穴を埋めるため、つまり独力で国を守るため、自衛隊の「国防軍」化、「紛争鎮圧軍」化を進め、国民の「愛国心」・「軍事知識」を高めることを提起。その際、あくまでも「皇軍化」を防ぎ、新しい国旗・国歌を制定する。アジアとも「普通の国」として対等に接することができるように、総合安保策をとること。
- B 全体的にデータ・資料不足で、自説の解決策の根拠がやや弱い。もっと裁判の様子（住民・国側の主張、判決とその根拠）を調べる。
- C 被害の実態・裁判の論理については大半の人がうまくまとめていたが、騒音の解決のこと（安保条約の廃棄）しか書いてなかった。環境問題がテーマだからそれでもいいかもしれないが、もっと根本的な軍事や外交のあり方も追究すべきだ。逆に、ややテーマを広げすぎた人もいる。
- K 4 A 最終的には基地をなくし、それまでの間は騒音状況を緩和していくために、大規模な住民運動と訴訟をおこし、メディアを通じて日本とアメリカの国民の世論を高め、政府に処置を取らせることを提起。

- B 基地がない地域の人々や経済的に都合がよいアメリカの人々に、どうやって真剣に考えさせたらよいのか。アメリカに弱腰の政府に、どうしたら条約や協定の改定に向かわせることができるのか。安保闘争より強大な活動が必要か。
- C 解決の柱は提起されているが、署名や住民運動への協力など、行動面のことが考えられていない。
- K 5 A 国民の意識を改革し、日本政府を米国に対して強行にさせ、安保条約を破棄することを提起。
- B 外交のあり方に焦点を絞り、住民の運動を軽視してしまった。いろいろな解決策については言及してこなかった。
- C 自分自身がこの問題にどういう行動をとる必要があるのか、あまり追究されていない。
- K 6 A 最終的には不平等条約の破棄、当面は米軍経費負担や米軍特権の廃止で基地返還に追い込むことを提起。
- B 日本政府が、なぜ安保体制にこだわるのか、日本におけるアメリカ軍の戦略は何かについて、踏み込んで調べること。安保を縮小した場合の、アジアへの影響については、考えていなかった。
- K 7 A 長期的にみた安保条約の廃棄と、基地公害の迅速な解消のための闘い。具体的にはアメリカを相手取った、被害者側からの法廷闘争を提起。
- B 政府を主体とする解決策（地代・税の徴収など地位協定その他の改訂を含む）の検討もしなければ。
米軍基地問題を、公害問題として追究してきたので、安保の背後の日米外交の検討は不十分だった。
- C 全体として、租税徴収、基地撤去、安保廃棄など各段階の課題について、訴訟以外の解決策と、それを実現させる方法の検討ができていない。
- K 8 A 基地の撤去、もしくは、不平等な地位協定の撤廃を、周辺で被害を受けている住民だけでなく、国民全体で取り組むことを提起。
- B 安保体制と財界とのかかわり合いを、突っ込んで調べなかった。安保のどこを改正するかを、考えていなかった。
- C 安保改正、または、基地撤去が行われるまで（時間がかかる）、周辺の住民を安心して眠らせる方法が考えられていない。

生徒たちは、11月17日に実施した特別の公開授業の中で、自分が成し遂げた成果をAのようなことばで確認し、他の生徒のレポートを読んで触発されたことや自分に足りなかった点をBのようなことばで自覚し、自分たちに共通している弱さ、とりわけ問題解決の具体的展望や足元の行動の仕方が熟慮されていないことを、ともに確かめあったようである。

VII レポートの評価―「残された課題メモ」にも触れて―

生徒たちのレポートを読み、また、VIで見たように生徒自身の「成果と問題点」に関する考え方も考慮して、以下にそのできばえを評価してみる。

◎はレポートより、△は可能性としての「残された課題メモ」より

1. 処分場汚染問題

[評価できる点]

- ◎ クローズド・システムによる自区内処理を、行政が谷戸につくっている大型処分場の対案として、かなりの生徒が提起している。水源地、汚染の規模、汚染からの浄化、遮断型、リサイクル、ゴミを出す者の関心などの観点から。
- ◎ 解決策を再利用・堆肥化・ゴミ発電・デポジット・環境税・回収方法など多面的に考察している者もいる。
- ◎ ドイツ・デンマークなどゴミ先進国の事例や、日本の一部の自治体の試みを取り入れようとしている者もいる。
- △ 国民の「意識変革」を強調しながら、一方で、意識だけでなく行動がなければ、行政に、環境保全対策を取らせることができないことを感じている。
- △ 自分が足元で、何をすればよいのか自覚できていないことに気づき、見つけ出そうという気になっている者が多い。
- △ 行政に自分たちの解決策を執行させる方法が、明確になっていないこと感じ、それを探ろうとしている。……例えば署名・住民運動へのなんらかの協力・マスコミ対策など。
文化祭などの行事での、レポート発表・映画・演劇・学習会・討論会・ステージ利用などや、若者たちの中に動きの出始めた仮装・鳴り物入りデモ（H I V訴訟の「あやまっ
てよ、95」）や、高校生の平和集会などはまだ意識していないが。
- △ 問題を起こす大量消費社会の根底（日本の経済発展のあり方・企業社会のあり方、財界や政府の方針や施策など）を探ろうとしている者もいる。

[問題点]

- ◎ 行政側の資料不足を訴えている者が何人かいるが、生徒の追究不足の他、指導の側の対応不足もあったか。
- ◎ 産業廃棄物による汚染の問題は、日の出町の問題の陰に隠れてしまい、一人しか言及していない。日の出町は、資料が豊富で、裁判傍聴では歓迎と期待の眼差しを送られ、取り組み中にマスコミに何度も取り上げられ、あまりにもトピカルになった。生徒の視点は、住民対行政に注がれ、産廃を垂れ流す企業の姿が視野の外に出てしまった。
- ◎ 「実態」の叙述で問題点を指摘しながら、その解決法を「自分の解決策」のところで叙述できない者も若干見られる。
- ◎ 汚染された処分場対策として、別の場所の選定・開設に時間がかかるから廃棄を継続するよりほかにないという論理と感性の生徒が、一人だけではあるが、いた。
生徒S2のメモにもあるように、実態をよく確かめていなかったため、汚染の実態を受けとめることができなかったようである。

2. 基地騒音問題

[評価できる点]

- ◎ 判決の論理的発展を緻密に辿っている者が、何人かいる。
- △ 自身たちが政府を揺り動かす手だてを考えていないことに気づいている。
- ◎ 政府の姿勢を変えさせ、夜間飛行を差し止めさせる方法を提起している。
 - ← 新たな裁判闘争（大規模訴訟，orアメリカを被告とする）
 - ← メディア対策（日本とアメリカでの） ← 大衆闘争
- ◎ 地位協定の改定（経費負担停止，特権廃止）について，どの条文を変え，どう政府に交渉させるか，考えようとしている者がいる。
- △ 安保条約の廃棄について，60年安保以上の大衆闘争など，運動論を探る必要を感じている者がいる。
- ◎ 廃棄するためには，廃棄後の日本の軍事や経済のあり方を展望しておくことが必要と感じ，若干の検討を行っている者がいる。
廃棄するために，軍事・経済と同様，外交のあり方についても決めておかなければならないとして，それを検討している。具体的には，対米外交変更後の方針や変更の障害を除く見通しや，対アジア外交も変えざるを得ずとして，変更後の方針を検討している。

- △ 安保体制を死守しようとする財界・政府の根底的意図を、もっとしっかり探ろうとしている者もいる。
- △ 安保体制を必要とするアメリカの世界戦略、その中の日本の位置づけを、もっとしっかり調べようとしている者もいる。

[問題点]

- ◎ 対東亜関係で、政府が現在の姿勢と過去の見方において、民族自決権の観点が欠落していることを責めながら、日本の“適度な”侵略を肯定してしまう者もいる。
- ◎ 安保廃棄に向けて軍事のあり方を検討するといつて、侵略されない軍事強国日本を提起している者もいる。
- ◎ 基地問題から対東亜外交に焦点が移り、問題意識がテーマから離れていく者もいる。
- ◎ 關っても夜間飛行の根本的な差し止めはできず、基地周辺や沖縄でアメリカに人権を侵害されても何も変えられない日本人はレベルが低く無力。環境破壊は文明化の必然的帰結だが、人類は文明を捨てられない。正義は通らない。解決策は思い浮かばない。自分にも嫌気がさすと、自虐的になり、人類の根絶しかないと短絡する者も、一人だけではあるが、いる。問題の解決のために、一步一步努力することを投げ出している。

VIII 環境問題アンケート結果分析—実験群と比較群の授業後の変容—

テーマ学習「環境問題に取り組む」が、所期の成果をあげたのかどうかは、通常授業との比較によっても検討しなくてはなるまい。

中3公民の環境学習に関わる通常授業は、5月から6月にかけて、10時間ほど実施した。テーマ学習「環境問題に取り組む」の授業は、4月から7月にかけて、2時間単位で10回ほどのビデオ中心の学習と、5回の校外見学学習を実施した。それぞれのカリキュラムはIとIIに記した通り。

ポストテストは、環境問題の学習直後ではなく、忘却がかなり進んでいるはずの2～3月経った時点で実施した。

実験学習群（通常授業の他に、テーマ学習で環境問題を選択した生徒）と、比較学習群（通常授業だけを受けた生徒）の、授業後の意識の変容を、アンケート結果（本報告のX）を基に、以下に分析してみる。

ただし、今回の授業で触れることのできなかつた学習事項に関連する設問については、記述を省略する。とくに、地球温暖化と酸性雨の問題は、中3の理科の時間に、専門の講師を呼んで講演することが分かつたので、今回は授業を省略した。

1. 環境破壊の主たる責任は企業より消費者にあるという考え方に、⑤（そうは思わない）と④（少し違う）と答えた生徒は、両方合わせて、比較群でプレテストの36.5%から、ポストテストの68.0%に、実験群で16.7%から66.7%に増えた。企業に責任ありとする考え方は、実験群の方が、増加率が高い。（実験群のプレテストの割合が著しく低いのは、身の回りのできる環境対策、いいかえれば消費者の行動責任を主題としたビデオの影響と思われる。）
4. 環境破壊をもたらさないような生産構造に変えなければならないとしても、経済成長を落とすわけにはいかない、という考え方に否定的に⑤と④と答えている生徒は、合計で、比較群で56.7%から67.0%に、実験群で61.1%から77.8%に増えた。成長を落とすとしても、環境破壊は止めなければならないと、受け止めている生徒は、実験群の方に多く、また、④より確信をもった答えである⑤も、実験群の方に多い。
5. 環境破壊を進行させることになっても、便利な消費生活を止めるわけにはいかない、という考え方に対して、否定的な意見である⑤と④の合計は比較群で63.4%から72.8%に、実験群で66.6%から94.4%に増えた。ポストテストの⑤だけを見るとは、比較群の30%台に対し、実験群は50%となっている。4の回答と同様、実験群の方が環境破壊を、量的にも質的にも深刻に受け止めたといえるのではないかと。
6. 汚染者負担の原則を緩めて、公的負担つまり国民の税金に頼る、という考え方に対して、否定的な⑤と④は、比較群で41.4%から65.1%に、実験群で44.4%から77.7%に増えた。汚染者負担の原則を緩めることにより、環境破壊が進行し、国民への責任転嫁がしやすくなることを、多くの生徒、とりわけ実験群の生徒が予測するようになったのは、通常授業とそれに重ねたテーマ学習の成果と見ることができよう。
7. 環境アセスメントを制度化して住民に情報を公開すれば、開発が混乱する、という考え方に対し、否定的な意見⑤と④は、比較群で59.6%から68.0%に、実験群で66.6%から77.8%に増えた。
- 設問8の、住民に開発を中止する権利を認めれば、経済活動は停滞する、という考え方に対して、⑤と④は比較群で38.5%から50.5%に、実験群で44.5%から61.2%に増えた。7の回答と同様、住民に対する信頼感が高まっている。実験群の方が高いのは、処分場汚染問題や基地騒音問題を打開しようとする真摯な住民の運動に、じかに触れたためと考えられる。
9. 公害被害からの救済手段は、裁判に訴えて勝つことだ、という考え方に対して、肯定的な意見である①（そう思う）と②（それに近い）を合わせた割合は、比較群で36.5%から44.7%に、

実験群で44.5%から61.1%に増えた。実験群の割合が高いのは、企業と行政が救済を妨げていて、それ以外の方法がなかなか奏功しない日本の現状の中で、住民の裁判闘争と相手を揺り動かすその力を学んだためと考えられる。

10. 公害の因果関係を立証するとき、加害者にも被害者にも同じ厳密さを要求すべきだ、という考え方に対して、否定的な意見⑤と④は、比較群で14.4%から74.7%に、実験群で5.6%から72.3%に増えた。原因物質を日常的に取り扱い、専門的な知識を持つ加害企業と、それを知ることの困難な被害住民の立場の違いを、通常の授業を通して学んだためと思われる。

設問13の、四大公害裁判の疫学的立証法は、被害者側による原因の立証をしやすくする、という考え方に対して、肯定的な意見の①と②の合計は、比較群で36.5%から76.7%に、実験群で38.9%から83.3%に増えた。公害の加害責任を明確にさせる立証法としての疫学的立証法の効果を、通常の授業を通して認識したものと思われる。

両群に殆ど差が見られないのは、水俣病のビデオには、立証法についての強調がなかったためと思われる。

12. 行政は公害企業に厳しい姿勢をとっている、という考え方に対して、否定的な意見の中でもとりわけ確信的な⑤は、比較群で40.4%から56.3%に、実験群で55.6%から83.3%に増えた。実験群でとくに割合が高まったのは、一般に行政が企業利潤を優先し、公害企業に甘く、癒着さえする事実を、多くのビデオや見学学習を通じて学んだためと思われる。

14. 日本の公害は終わった、という考え方を、確信的に否定する⑤は、プレテストの時点から多かったが、ポストテストでは、比較群で70.9%、実験群で94.4%となった。実験群の高さは、処分場汚染や基地騒音をまのあたりに見たことによるものと思われる。

16. 環境権主張の根拠は憲法の幸福追求権や生存権からは出てこない、という考え方に対して、否定的な⑤と④は、比較群で49.1%から78.7%に、実験群で72.2%から88.9%に増えた。両群とも通常の授業による影響を受けたと考えられるが、実験群でとくに高くなっているのは、日の出町住民の『訴状』（人格権や環境権の憲法上の根拠に触れている）を読んだり、横田基地訴訟の判決を辿ったりして、裁判闘争における憲法の人権規定の重みを感じとったためといえよう。

設問15の、環境権では環境悪化を防ぐ効果が期待できない、という考え方に対して、否定的な⑤と④は、比較群で27.9%から41.7%に、実験群で38.9%から44.5%となった。理念としての環境権の必要を問われていると受け取った生徒がいた一方、現実の裁判の世界で果たしている環境権の効果を思い描いた生徒もいたようである。現実の裁判の世界では、人格権は認知され

ているが、環境権は市民権を与えられていないことを、通常の授業で学んだためと思われる。設問の意味を、明確にしておかなければならなかった。

21. 水田がなくなっても日本の環境は破壊されない、という考え方に対して、これを確信的に否定する意見⑤は、比較群で47.1%から76.7%に、実験群で83.3%から100%に増えた。実験群の数字の高さは、通常授業での学習と、テーマ学習でのビデオの相乗効果と考えられる。

23. 原発は安全性が技術的に確立されていなくて危険性が高い、という考え方に対して、これを肯定する意見①と②は、比較群で71.1%から90.3%に、実験群で83.3%から100%に増えた。

設問24の、原発の放射性廃棄物が環境の脅威となっている、という考え方に対して、肯定的な①と②は、比較群で72.1%から89.3%に、実験群で88.9%から100%に増えた。これも、通常授業と、ビデオ学習の影響であることは間違いない。

22. 地球の温暖化を防ぐためには、化石燃料の使用より、「地球にやさしい」原発に頼るほうがよい、という考え方に対して、否定的な⑤と④は、比較群で54.8%から52.4%に、実験群で66.7%から72.2%へと殆ど変わらなかった。生徒は、設問21と23で確かめたように、放射能の危険性を知っていながら、温暖化の方がより危険性が高いと考えているのであろうか。あるいは、「地球にやさしい」という、繰り返し流されるささやきに麻痺してしまうのだろうか。頑として変わらない政府の強行姿勢に飲み込まれてしまうのであろうか。私は、麻痺・飲み込まれのタイプが多いのではないかと思っているが、別々の設問にしなければならなかったようである。

29. NO₂の排出基準（0.04～0.06ppm）が達成されても、ぜんそくを防止することは難しい、という考え方に対して、これを肯定する①と②は、比較群で52.0%から62.1%に、実験群で55.6%から77.8%に増えた。これは、0.03ppmから子どものぜんそくが増え始める傾向があることを、通常授業で学習したためと思われる。実験群の生徒は、日の出町で、廃棄物の搬入トラックの急増に伴い、子どもにぜんそくが急増したことを学習している。

30. 環境保全のために自動車の規制をすると、自動車関連の所得や雇用が減って困る、という考え方に対して、これを否定する意見⑤と④は、比較群で39.4%から49.5%に、実験群で61.1%から66.6%となった。通常授業で、NO_xの害やNO_x対策を取り上げたが、大きな変容は見られなかった。不況とリストラの嵐の中での雇用減は避けたい、という思いは変え難いのだろうか。

31. できるだけ乗用車を使わないように、公共交通体系へのシフト替えが必要、という考え方に對して、肯定する意見①と②は、比較群で55.8%から69.0%に、実験群で66.7%から77.8%に増えた。乗り入れを規制される不便さは耐え難い、という気持ちはそれほど堅固ではないようである。自動車による環境汚染に対する危機感は、設問30と同様に、テーマ学習グループの方が、事前でも事後でも、高い。
33. 家庭ゴミの排出量は、産業廃棄物のそれより多いか、という事実に関する質問に對して、キツパリ否と答えた⑤は、比較群で22.1%から68.9%に、実験群で16.7%から77.8%に増えた。プレテストの時点では、環境問題に関心の高いテーマ学習グループでも、①（そう思う）と答えた生徒が38.9%もいた。生徒の誤った認識は、新聞やテレビの取り上げ方によるものと思われる。マスコミにとっては、企業の産廃より、家庭ゴミの方が責め易いのであろう。排出量のことは通常授業で扱ったが、①から④までの怪しげな答をする生徒が、事後にも2～3割残っているのはどうしたことだろう。カリキュラムの問題ではないから、よほどインパクトのない授業をやってしまったのだろうか。
34. 日本のゴミ処分場は水源地の地下水を汚染している、という考え方に對する確信的な肯定意見①は、事前から、比較群で75.0%、実験群で94.4%と、きわめて高かった。これは、中2のとき見た、映画『水からの速達』の影響と思われる。
38. 環境保全を目的とする法律の成立には住民運動の影響があまりない、とう考え方に對して、否定的な⑤と④は、比較群で59.7%から55.3%に、実験群で50.5%から77.8%となった。通常授業では、法律と住民運動の関連を直接扱うことができなかったが、テーマ学習グループは、住民運動に触れることでその影響の強さを学んだものとみられる。
42. 日本のODAはアジアの生態系の保護に貢献している、という考え方に對して、⑤と④の否定的な意見は、比較群で51.9%から74.8%に、実験群で前後ともに77.8%となっている。教育実習生の実施した、開発教育の授業が影響したものと思われる。
43. 「持続可能な発展」の理念は日本政府の従来からの環境政策と一致している、という考え方に對して、否定的な⑤と④の意見は、比較群で21.4%から81.6%に、実験群では72.2%から100%に増えた。通常授業で取り上げた影響が大きいのが、テーマ学習では、汚染や騒音に対する行政の対応を調べるように要求したことが刺激となったと考えられる。
44. 環境基本法には、環境アセスメントの制度化や環境権が盛り込まれているか、という問いに

対して、否定的な⑤と④の意見は、比較群で13.4%から69.9%に、実験群で27.8%から77.8%に増えた。法律の内容は、通常授業で取り上げただけである。

46. 環境悪化は技術進歩の必然的結果だから、住民運動では防げない、という考え方に対して、否定的な⑤と④の意見は、比較群で77.9%から66.0%に、実験群では72.2%から83.4%となった。技術進歩の必然的結果という見方は、事前から、世論と違って少ないようである。通常授業では、とくに触れなかったが、実験群で増えているのは、住民運動の、必死で防ごうとする姿勢と若干の成果を、なかなか成果が上がらない場合があるにしても、学び取ったためであろう。

49. 池子の森に米軍住宅を建てることは、アメリカに守ってもらっている以上、しかたない、という考え方に対して、否定的な⑤と④の意見は、比較群で85.6%から74.7%に、実験群では83.3%から94.5%となった。通常授業で取り上げる機会はなかったが、テーマ学習グループは、横田・厚木基地の耐え難い騒音を体験し、また、米軍の納得しかねる弁解をビデオで聞いている。そこから、安保条約や地位協定の問題点も調べている。

50. 住民は基地騒音訴訟で夜間飛行の差し止めを勝ち取っている、という考え方に対して、否定的な⑤と④は、比較群で25.0%から34.9%に、実験群で27.8%から66.6%となった。訴訟の複雑な局面を、的確に判断することは難しい。テーマ学習に取り組んだ生徒の場合は、いくつもの判決の経過を辿って、夜間飛行の差し止めについて、判決では日本の管理権が及ばないことを理由として、一度も勝ち取られていないこと、和解勧告をきっかけに日米が原則的には合意したこと、しかし、しばしば米軍に破られていることを調べている。実験群の否定的意見の増加は、その学習を踏まえた判断である。

IX 今後改善すべき点

通常授業の環境教育カリキュラム（『1994年度 筑波大学附属駒場中・高等学校 研究報告 第34集』に記載）が適切であるのかどうか、また、今回のテーマ学習の環境教育カリキュラム（本報告のⅡ）がこれでよいのか、さらに、環境意識の高まりを評価する設問（本報告のX）がこのままでよいのか、これらが私の問題意識となっているが、研究集会の折にも、時間不足で十分ご検討を頂いていない。

今回の環境問題アンケートの設問についていえば、昨年のも（上記『研究報告 第34集』に記載）より改善されているはずである。昨年は、環境意識の高さを肯定的にあらわす命題を、どう思うか問うてみた。この方法では、回答がタテマエに傾斜するのを否めない。今回は、環境意識の高さを否定的にあらわす命題に変え、さらに、環境のあるべき理念と生徒がそのしがらみの中にある現実的な利害を天秤に掛け、二者択一を迫るという問い方を増やしてみた。どれだけホ

ンネの回答に近づけたであろうか。

これらの点の改善のために、是非、ご批判をお願いしたい。

限定された二つのテーマのため、環境問題の対立構造を、行政と住民という視点で捉え、企業対住民の視点が薄弱なままに終わった生徒もいた。見学をメインにしているのも、あまりテーマを広げると教師の行動力が及ばなくなるが、もう少し広がった、生徒の発案によるテーマ選択が必要なようである。

処分場と基地と裁判所を体験した生徒たちは、一部ではあるが、研究テーマと関連する別の催しや集会にも出かけたようである。生徒は、一つのレポートを出し終えれば、元の傍観者の立場に戻るのが普通であろう。住民運動に触れて打開策を考えたこの経験を、後にどうつなげるか。成果と「残された課題」を、一人一人に確認させたのは、その伏線であった。「残された課題」に、高1になっても取り組める機会が欲しいところである。

X 環境問題アンケート（無記名）の結果—授業前後と両群の比較

プレテスト 1995.5.22

ポストテスト 1995.9.18

あなたは、次の1から50までの考え方をどう思いますか。

「そう思う」ときは ①

「それに近い」ときは ②

「どちらともいえない」ときは ③

「少し違う」ときは ④

「そうは思わない」ときは ⑤

に、マークしてください。

設問の意味や回答が分からないときは、マークしないでください。

①から⑤⑥までの上下にある数字は%で、

上一段目 環境問題の授業だけの104名のプレテスト

上二段目環境問題の授業だけの103名のポストテスト

下一段目テーマ学習を選択した18名のプレテスト

下二段目テーマ学習を選択した18名のポストテスト

⑥は、ノーマーク

1. 環境破壊に主な責任を負っているのは、企業というより消費者である。

7.7	15.4	37.5	22.1	14.4	2.9
7.8	3.9	19.4	36.9	31.1	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	50.0	22.2	11.1	5.6	0
0	5.6	27.8	27.8	38.9	0

2. 環境は、すべての人の共有財産とはいえ、それをもつ国や企業の意志で処分するのが正しい。

3.8	1.0	3.8	17.3	71.2	2.9
2.9	3.9	3.9	14.6	73.8	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	5.6	0	16.7	72.2	0
0	5.6	5.6	11.1	77.8	0

3. 私たちが、次世代の人びとが生存するのに必要なものを手に入れる権利を侵害するのは、やむを得ないことである。

5.8	12.5	11.5	24.0	45.2	1.0
5.8	2.9	13.6	30.1	46.6	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	11.1	27.8	55.6	0
0	5.6	0	27.8	66.7	0

4. 現在の生産構造を、環境破壊をもたらさないものに変えて行く必要があるとしても、経済成長を落とすわけにはいかない。

16.3	8.7	18.3	28.8	27.9	0
7.8	10.7	13.6	30.1	36.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	22.2	5.6	22.2	38.9	0
11.1	11.1	0	22.2	55.6	0

5. 環境破壊の進行は消費生活の面でくい止めたいが、ニーズにあったモデルチェンジやていねいな包装、深夜の営業などの利用をやめるわけにはいかない。

7.7	15.4	12.5	26.9	36.5	1.0
5.8	6.8	13.6	41.7	31.1	0

①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	11.1	16.7	22.2	44.4	0
0	5.6	0	44.4	50.0	0

6. 環境を汚染した者に、それを元に戻すための費用負担をさせることには限界があるので、国や自治体に負担してもらうことが正しい。

17.3	25.0	16.3	20.2	21.2	0
4.9	10.7	18.4	31.1	34.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	27.8	27.8	11.1	33.3	0
5.6	0	16.7	44.4	33.3	0

7. 開発の際に、環境への影響は予測されなければならないが、住民に公開すれば、開発は混乱して長期化し、非効率となる。

14.4	11.5	14.4	24.0	35.6	0
10.7	13.6	5.8	33.0	35.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
22.2	11.1	0	33.3	33.3	0
11.1	11.1	0	16.7	61.1	0

8. 開発行為を中止する権利を住民に認めれば、環境悪化は防げるかもしれないが、経済活動は停滞し、国民の収入にとっても好ましくない。

13.5	26.9	21.2	18.3	20.2	0
7.8	15.5	24.3	27.2	23.3	0
①	②	③	④	⑤	⑥
16.7	27.8	11.1	16.7	27.8	0
5.6	22.2	11.1	5.6	55.6	0

9. 水俣病や航空騒音などの公害被害者が、早急に救済されるためには、裁判に訴えて勝つより他に道はない。

17.3	19.2	11.5	23.1	27.9	1.0
20.4	24.3	19.4	18.4	16.5	0
①	②	③	④	⑤	⑥
38.9	5.6	11.1	22.2	22.2	0

44.4	16.7	16.7	0	22.2	0
------	------	------	---	------	---

10. 公害による被害の因果関係の立証に関しては、被害者と加害者の立証はともに厳密でなければならない。

54.8	11.5	15.4	6.7	7.7	3.8
11.7	3.9	8.7	22.3	52.4	0
①	②	③	④	⑤	⑥
72.2	5.6	16.7	5.6	0	0
11.1	11.1	5.6	16.7	55.6	0

11. 企業が、追求された公害の加害責任をなかなか認めないのは、利潤の減少を恐れるというより、被害者の立証が不確かだからである。

2.9	3.8	11.5	21.2	60.6	0
2.9	3.9	5.8	22.3	63.1	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	11.1	22.2	66.7	0
5.6	5.6	0	16.7	72.2	0

12. 日本の政府や自治体は、企業の利潤を優先させる政策より、操業停止や公害防除装置の設置命令など、公害企業に厳しい姿勢を取っている。

3.8	2.9	15.4	32.7	40.4	4.8
1.9	2.9	6.8	31.1	56.3	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	0	38.9	55.6	0
0	0	5.6	11.1	83.3	0

13. 四大公害裁判では、被害者が原因についての立証をしやすくなり、企業の加害責任と、被害者への補償が認められるようになった。

11.5	25.0	23.1	16.3	15.4	8.7
47.6	29.1	11.7	6.8	3.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
16.7	22.2	16.7	27.8	16.7	0
61.1	22.2	0	11.1	5.6	0

14. 公害症状に苦しみながら、公害の認定が受けられず、被害の補償が行われていない人もまだ一部残されているが、日本全体では公害は終わったといえる。

2.9	1.9	1.9	18.3	74.0	1.0
2.9	0	1.9	23.3	70.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	0	11.1	83.3	0
0	5.6	0	0	94.4	0

15. 環境の悪化を未然に防いだり、環境による被害から人びとを救済するときに、良好な環境の中で暮らす権利といったものでは、効果が期待できない。

25.0	15.4	29.8	15.4	12.5	1.9
10.7	21.4	23.3	16.5	25.2	0
①	②	③	④	⑤	⑥
16.7	38.9	5.6	22.2	16.7	0
11.1	22.2	22.2	16.7	27.8	0

16. 日本国憲法の「幸福を追求する権利」や「健康で文化的な生活を営む権利」を根拠にして、環境権が保障されていると主張することには無理がある。

20.2	17.3	10.6	18.3	30.8	2.9
3.9	3.9	12.6	24.3	54.4	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	11.1	11.1	22.2	50.0	0
0	0	11.1	11.1	77.8	0

17. 地球の温暖化が進むと、生態系や農林・水産業に変化が現れ、乾燥化と湿潤化で穀倉地帯も北に移動するといわれるが、食糧生産についてはそれほど心配がない。

3.8	7.7	10.6	22.1	51.0	4.8
4.9	8.7	11.7	31.1	40.8	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	0	11.1	16.7	55.6	11.1
0	0	5.6	38.9	55.6	0

18. 二酸化炭素の排出量の多いアメリカや日本は、地球サミットで、温室効果ガスの削減をすることに積極的な役割を果たし、各国の温暖化防止をリードした。

10.6	7.7	29.8	29.8	14.4	7.7
6.8	10.7	26.2	27.2	21.4	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	22.2	16.7	16.7	27.8	16.7
5.6	16.7	22.2	16.7	38.9	0

19. 地球温暖化を防止するためには、石炭や石油の使用量に応じて、環境税・炭素税などの形で課税することが望ましい。

26.0	26.9	16.3	16.3	12.5	1.9
28.2	30.1	22.3	7.8	9.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
38.9	38.9	11.1	5.6	5.6	0
44.4	27.8	11.1	5.6	11.1	0

20. 化石燃料を使い続ける限り、どんなに大規模に植林を進めても、地球温暖化の防止には役立たない。

17.3	19.2	21.2	21.2	18.3	2.9
17.5	15.5	25.2	25.2	14.6	0
①	②	③	④	⑤	⑥
22.2	33.3	11.1	16.7	16.7	0
27.8	22.2	16.7	27.8	5.6	0

21. 水田が、コメの自由化によってなくなっていくとしても、日本の環境破壊にそれほど大きな影響は現れない。

8.7	8.7	8.7	25.0	47.1	1.9
2.9	4.9	2.9	11.7	76.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	0	16.7	83.3	0
0	0	0	0	100.	00

22. 石炭や石油の使用による地球温暖化を防ぐためには、「地球にやさしいエネルギー」といわれる原子力発電に重点を移すことが望ましい。

8.7	11.5	25.0	22.1	32.7	0
7.8	9.7	28.2	22.3	30.1	0

①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	5.6	16.7	11.1	55.6	5.6
11.1	0	11.1	22.2	50.0	0

23. 原子力発電は、安全性が技術的に未確立で故障が多い上に、老朽化によっても放射能漏れの危険性が高まっている。

41.3	29.8	6.7	10.6	10.6	1.0
66.0	24.3	1.9	2.9	3.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
61.1	22.2	5.6	5.6	5.6	0
72.2	27.8	0	0	0	0

24. 原子力発電は、施設の廃棄まで含めると発電コストがきわめて高く、燃えかすや冷却水に含まれる死の灰など放射性物質の廃棄が、地球環境の脅威となっている。

50.0	22.1	11.5	6.7	5.8	3.8
60.2	29.1	5.8	1.0	1.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
72.2	16.7	5.6	5.6	0	0
88.9	11.1	0	0	0	0

25. 自動車の排出ガスは、地球温暖化や酸性雨の原因とはいえない。

1.0	0	1.9	11.5	84.6	1.0
1.0	1.0	2.9	7.8	86.4	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	0	5.6	88.9	0
0	0	0	0	100.0	0

26. 自動車の排出ガスと、人の呼吸器系疾患や植物の生長の遅れとの間には、ほとんど因果関係がない。

1.9	1.0	8.7	28.8	58.7	1.0
0	1.9	1.9	18.4	76.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	0	0	22.2	72.2	0
0	0	0	11.1	88.9	0

27. ガソリン車もディーゼル車も，NO_xの排出量が大して変わらないので，車種を規制するNO_x削減法はあまり効果がない。

3.8	4.8	28.8	26.0	24.0	12.5
1.0	5.8	4.9	24.3	63.1	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	27.8	16.7	16.7	11.1	16.7
0	5.6	11.1	16.7	66.7	0

28. 二酸化窒素の環境への排出基準は，自動車業界や財界の努力で，厳しいものになってきている。

13.5	23.1	22.1	17.3	12.5	11.5
3.9	8.7	5.8	18.4	60.2	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	11.1	27.8	5.6	38.9	11.1
16.7	0	16.7	11.1	55.6	0

29. 東京や横浜では，現在の二酸化窒素の環境基準が達成されても，ぜんそくを防止することは難しい。

26.0	26.0	25.0	7.7	5.8	9.6
30.1	32.0	23.3	8.7	2.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
27.8	27.8	11.1	16.7	5.6	11.1
38.9	38.9	16.7	0	5.6	0

30. 自動車の走行量規制や都市への乗り入れ規制は，環境保全のために必要かもしれないが，その結果，自動車生産やそこからの所得・雇用が減ったのでは困る。

13.5	21.2	21.2	24.0	15.4	4.8
6.8	9.7	32.0	24.3	25.2	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	11.1	16.7	22.2	38.9	0
11.1	5.6	16.7	22.2	44.4	0

31. 乗用車は，一人当たり燃料費や汚染物質排出量が鉄道より高いので，公共交通体系にシフト

替えて行くことが必要である。

29.8	26.0	19.2	11.5	9.6	3.8
31.1	37.9	18.4	5.8	4.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
55.6	11.1	22.2	5.6	5.6	0
66.7	11.1	11.1	5.6	5.6	0

32. 半導体などをつくるハイテク産業は、水質を汚染することがほとんどない産業である。

8.7	8.7	18.3	27.9	26.0	10.6
5.8	9.7	16.5	26.2	35.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	16.7	16.7	16.7	44.4	5.6
0	5.6	16.7	16.7	61.1	0

33. 日本の家庭から排出されるゴミの量は、企業から出される産業廃棄物の量よりもずっと多い。

19.2	15.4	20.2	15.4	22.1	7.7
8.7	7.8	6.8	5.8	68.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
38.9	22.2	5.6	0	16.7	16.7
16.7	0	5.6	0	77.8	0

34. 日本の廃棄物処分場は、里山の谷間につくられることが多く、そこからしみ出る有害物質は、水源地の地下水を汚染している。

75.0	16.3	3.8	1.0	1.0	2.9
80.6	13.6	1.0	1.0	1.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
94.4	5.6	0	0	0	0
94.4	5.6	0	0	0	0

35. ヨーロッパでは、エネルギーを浪費する自動販売機はほとんど見かけず、飲料容器もリターナブル瓶が主流となっているが、日本ではそのまねをしてほしくない。

17.3	10.6	19.2	14.4	35.6	2.9
9.7	12.6	27.2	15.5	31.1	0
①	②	③	④	⑤	⑥

22.2	0	0	27.8	50.0	0
5.6	5.6	16.7	16.7	55.6	0

36. ビン・缶・紙などの、企業への引き取りや再生利用を義務づけることは望ましいが、コストが高すぎて難しい。

19.2	21.2	10.6	23.1	24.0	1.9
19.4	30.1	15.5	18.4	14.6	0
①	②	③	④	⑤	⑥
16.7	16.7	11.1	16.7	33.3	5.6
11.1	22.2	5.6	38.9	22.2	0

37. 焼却や埋立に不適で自然に帰せないような製品は、消費者の需要があっても、企業につくらせないようにすることが望ましい。

33.7	30.8	13.5	12.5	9.6	0
35.9	31.1	20.4	6.8	4.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
55.6	22.2	5.6	11.1	5.6	0
55.6	11.1	11.1	5.6	16.7	0

38. 公害対策基本法など環境保全を目的とする法律は政府のリードでつくられ、環境悪化に反対する住民運動の影響はほとんどなかった。

4.8	7.7	18.3	26.0	33.7	9.6
14.6	12.6	14.6	22.3	33.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
22.2	11.1	11.1	22.2	27.8	5.6
16.7	5.6	0	11.1	66.7	0

39. 政府が後押ししてきたリゾート開発は、日本の山や海の自然を破壊するマイナスの効果より、観光産業などを育てたプラスの効果の方が大きい。

6.7	7.7	19.2	22.1	42.3	1.9
2.9	6.8	18.4	27.2	41.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	0	22.2	11.1	50.0	5.6
5.6	0	0	27.8	66.7	0

40. マレーシアやインドネシアの森林を伐採して、熱帯林の破壊を進めた犯人として、日本の総合商社を責めるような見方には賛成できない。

8.7	8.7	11.5	30.8	38.5	1.9
8.7	5.8	13.6	29.1	40.8	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	5.6	5.6	22.2	55.6	0
11.1	0	16.7	5.6	66.7	0

41. 日本の多国籍企業は、どこの国よりも大きな環境保全コストをかけて、発展途上国に公害輸出をしないようにしている。

4.8	8.7	22.1	29.8	26.0	8.7
2.9	0	13.6	26.2	52.4	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	5.6	22.2	55.6	16.7
0	11.1	16.7	5.6	66.7	0

42. 日本の政府開発援助は、世界でもっとも多額で、とくにアジアの生態系の保護に大きく貢献してきた。

7.7	13.5	21.2	26.9	25.0	5.8
5.8	5.8	12.6	40.8	34.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	5.6	38.9	38.9	11.1
0	5.6	16.7	27.8	50.0	0

43. ブラジルの地球サミットで唱われた「持続可能な発展」の理念は、従来からの日本政府の環境政策と一致している。

4.8	8.7	37.5	20.2	1.2	7.7
3.9	5.8	7.8	14.6	67.0	0
①	②	③	④	⑤	⑥
0	5.6	11.1	38.9	33.3	11.1
0	0	0	27.8	72.2	0

44. 環境基本法には、環境権の保障、環境アセスメントの制度化などが盛り込まれている。

16.3	22.1	24.0	6.7	6.7	24.0
12.6	11.7	4.9	18.4	51.5	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	16.7	16.7	5.6	22.2	27.8
5.6	11.1	5.6	22.2	55.6	0

45. 環境汚染を防ぐためには、住民が企業との間で協定を結んで、企業に環境保全を約束させる運動が不可欠である。

55.8	30.8	5.8	1.9	3.8	1.9
49.5	31.1	7.8	7.8	1.9	0
①	②	③	④	⑤	⑥
72.2	5.6	11.1	0	11.1	0
44.4	50.0	5.6	0	0	0

46. 技術が進歩すれば、環境は必然的に悪化するので、民主的な住民運動が行われたとしても、環境悪化を防ぐことはできない。

3.8	6.7	9.6	30.8	47.1	1.9
5.8	8.7	17.5	25.2	40.8	0
①	②	③	④	⑤	⑥
5.6	16.7	0	11.1	61.1	5.6
0	16.7	0	16.7	66.7	0

47. 1970年代の革新自治体は、経済成長よりも環境保全優先の政策を採用していた。

1.9	5.8	14.4	21.2	42.3	14.4
7.8	10.7	15.5	18.4	42.7	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	0	0	11.1	55.6	22.2
16.7	11.1	5.6	5.6	61.1	0

48. 環境庁の、公害による健康被害の補償対策は、財界の生産優先の圧力で、後退させられている。

26.9	29.8	22.1	4.8	5.8	10.6
49.5	27.2	9.7	4.9	3.9	0

①	②	③	④	⑤	⑥
38.9	33.3	0	5.6	5.6	16.7
50.0	38.9	11.1	0	0	0

49. 「自然の宝庫」池子の森に米軍住宅を建設することは、地元の住民が反対しても、日本がアメリカに守ってもらっている以上、果たさざるを得ない義務である。

2.9	0	9.6	22.1	63.5	1.9
4.9	3.9	15.5	18.4	56.3	0
①	②	③	④	⑤	⑥
11.1	0	5.6	11.1	72.2	0
5.6	0	0	5.6	88.9	0

50. 在日米軍による基地騒音で、健康被害を受けた基地周辺の住民は、長い裁判の結果、夜間飛行の差し止めを勝ち取っている。

23.1	13.5	21.2	5.8	19.2	17.3
22.3	29.1	12.6	16.5	18.	40
①	②	③	④	⑤	⑥
33.3	5.6	16.7	11.1	16.7	16.7
11.1	11.1	11.1	33.3	33.3	0